

平成19年から所得税・住民税が変わりました

地方分権を進めるため 所得税（国税）から住民税（地方税）へ 3兆円の税源移譲が実施されます

○なぜ変わるのですか？

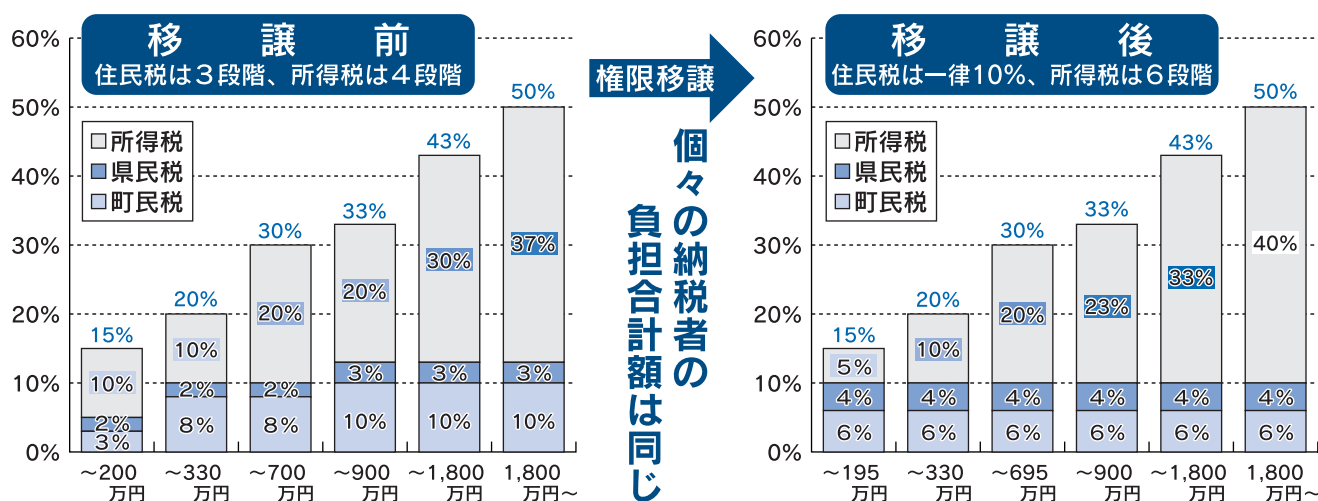
「地方でできることは地方に」という方針のもと、「三位一体改革」が進められていますが、その柱となるのが今回の所得税（国税）から住民税（地方税）への「税源移譲」です。

地方団体は、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金などを受け、行政サービスを行っていますが、この仕組みは様々な制約があり、必ずしも自主性が高いとはいえません。

このため、国庫補助金等を削減するかわりに、地域の実情にあった、住民が真に必要とする行政サービスを、地方自らの責任で効率的に行えるよう、国から地方へ3兆円の「税源移譲」が行われることになりました。

この「税源移譲」による所得税と住民税（町・県民税）を併せた税負担は、基本的に変わりません

課税所得金額と税率



★夫婦＋子ども2人の場合（年額）

給与収入	税源移譲前（単位：円）				給与収入	税源移譲後（単位：円）				負担増減額
	所得税	住民税	合 計			所得税	住民税	合 計		
300万円	0	9,000	9,000	➡	300万円	0	9,000	9,000	=	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		500万円	59,500	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		700万円	165,500	293,500	459,000		0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		1,000万円	590,500	539,500	1,130,000		0円

※夫婦＋子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

ほとんどの方は、所得税が平成19年1月から減り、住民税が平成19年6月から増えます。ただし、定率減税措置の廃止や個人の収入の増減により、実際の税負担は増減します。

○定率減税措置の廃止とは？

平成11年度から景気対策のために税負担の軽減措置として導入されていた「定率減税措置」ですが、最近の経済状況を踏まえ、所得税については平成19年1月から、住民税については平成19年6月から、それぞれ廃止します。

■所得税【平成18年：税額の10%を減額（12.5万円限度）⇒平成19年：廃止】

■住民税【平成18年度：税額の7.5%を減額（2万円限度）⇒平成19年度：廃止】

（問合せ先）上島町各総合支所 住民税担当係